

工事請負事業者 団体各位

令和3年3月31日
川崎市財政局資産管理部契約課

配置予定技術者届の一部改正について
(技術者の配置における事務取扱要領の一部改正関係)

令和3年4月1日付で、技術検定に関する改正建設業法の一部が施行されることに伴い、下記の通り技術者の配置における事務取扱要領を改正し、落札候補者が提出する配置予定技術者届の様式も一部改正されましたので、お知らせいたします。

1. 改正概要

改正建設業法に規定される、特例監理技術者及び監理技術者補佐の設置に対応して技術者の配置における事務取扱要領及び、配置予定技術者届様式を改正（一部新設）。

2. 改正対象

- ・「技術者の配置における事務取扱要領」（本文）
- ・「配置予定技術者届」（第1号様式その1）
- ・「配置予定技術者届（共同企業体用）」（第1号様式その2）
- ・「配置予定技術者届（監理技術者補佐用）」（第1号様式その3）※新設

★注意★

令和3年4月1日以降に落札候補者となられた場合は、必ず改正後の配置予定技術者届を使用してください、お願いいたします。

改正後の配置予定技術者届は、「入札情報かわさき」の共通ダウンロードコーナーからダウンロードできます。

（【令和3年4月1日改訂版】となっているものを使用してください。）

財政局資産管理部契約課
土木契約係 044-200-2099
建築契約係 044-200-2101